

**緊急事態宣言期間中の財団管理施設の利用について
(7/12～9/30)**

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の期間中(7月12日～9月30日)につきましては、東京都の緊急事態措置の内容及び世田谷区の対応方針等を踏まえ、感染防止対策を徹底した上で、通常どおり当財団管理施設の利用を継続いたします。

ご利用にあたりましては、各施設における感染防止対策の取組みにご協力をお願いいたします。

対象期間 令和3年7月12日(月)～9月30日(木)

対象施設 世田谷トラストまちづくり ビジターセンター※
桜丘すみれば自然庭園
瀬田四丁目旧小坂緑地※
瀬田農業公園(フラワーランド)
成城みつ池緑地・旧山田邸※
成城五丁目猪股庭園※

※の施設は、月曜日が休館日です。

ただし、9月20日(月・祝)は開館、9月21日(火)が休館となります。

施設のご利用にあたってのお願い

- ・施設により、立ち入りできない区域を設ける場合がございます。
- ・混雑の状況により、入場を制限させていただく場合がございます。
- ・イベントやご案内などは、中止又は縮小する場合がございます。
- ・施設スタッフは、マスク着用の上、従事いたします。
- ・施設ご利用の際は、マスク等の着用をお願いいたします。
- ・施設入口等に配置した手指消毒液をご利用ください。
- ・施設内では「3つの密」を避け、人との距離の確保や、分散入場にご協力願います。
- ・その他、感染防止に関する施設スタッフからのお願いにご協力願います。